令和７年度上山市不育症治療費助成

上山市では、医療保険適用後の不育症治療に係る自己負担額に対し助成を行うことで、経済的負担を軽減し、不育症の治療に取り組んでいる方を応援します。

■助成対象者

次の 1～3 の要件を満たす者

1　法律上の婚姻関係にある者または事実婚関係にある者で、医療機関において不育症と診断され、治療の必要があると認められた者

2　申請時において夫婦ともにまたはいずれか一方が市内に住所がある者

3　他の市町村から治療費等に係る助成を受けていない者

■助成内容

不育症治療等（併用して実施される不育症に係る先進医療含む）に要した額。ただし、山形県不育症検査費用助成事業に該当した場合はその額を控除した額を対象とし、６万円を上限に助成します。

なお、入院費や食事代など助成対象治療等と直接関係のない費用は対象外となります。

■申請手続きに必要なもの

- 上山市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書（ホームページよりダウンロード可）
- 上山市不育症治療費助成事業受診等証明書（ホームページよりダウンロード可）
- 山形県不育症検査費用助成金給付決定通知書の写し（該当者に限る。）
- 申請者名義の振込通帳、印鑑

上山市こども家庭センター
（子ども子育て課内）11 番窓口
〒999-3192　上山市河崎 1-1-10
電話 672-1111 内線 169・198

上山市こども家庭センター
公式キャラクター　**ふたばちゃん**